

商學論叢

第五號

論

叢

社會連帶思想と社會保險

(社會立法の基礎觀念としての社會連帶に付て)

星野辰雄

目次

第一 緒論	一
第二 社會連帶主義	八
(一) 意義	九
(二) 事實としての連帶	一〇
イ 生物學的連帶	一一
論叢 社會連帶思想と社會保險	一一

ロ 精神的連帶	一三
(三) 義務としての連帶	一五
(四) 事實としての連帶と義務としての連帶との關係	一九
(五) 義務としての連帶と社會の目的	二一
(六) 義務としての連帶と責任自由權利の諸觀念	二七
(七) 社會連帶と社會主義	三四
(八) 社會連帶と準契約理論	三六
(九) 社會連帶主義の應用	四三
(十) 社會連帶主義の批判	五〇
第三 社會連帶を基礎觀念としての社會保險	五四
(一) 社會保險の意義、目的	五四
(二) 社會保險と社會連帶との關係	五七
第四 結 論	六三

第一 緒 論

人類は社會的動物である。人類は社會的生活をなす事によつて始めて人としてその生活を遂げ、その生を全うし得るに至るものである。「社會的生活をなさざる人類は神にあらざれば野獸なり」との古聖の言葉は、誠に至言なりと謂はねばならない。

この人類が社會的生活をなすの事實よりして、吾々人類はその生れたる社會に對し、何らかの解釋、憧れ、希望、理想、即ち、或種の環境に對する哲學、社會觀、人生觀を有するに至るものである。これは理性を有する人類のみの享有し得る精神的特性である。而して、この事は吾々各自が自覺すると自覺せざるとに拘らず、又如何なる境遇にある者たるとを問はず、何人にあれ、必ず或種の社會觀を持つに至るものであつて、或る意味から言ふならば、かゝる社會觀、人生觀無くしては、吾々は世に立ち社會人として生活し行く事が不可能であるとも謂ひ得る。

かゝる意味に於ける社會觀、人生觀といふものは、然らば各人の境遇に應じ、各個人々々に於て異なつた形相を持ち得る様にも考へられるが、他方に各時代各社會には、特に力強く其の時の社會の人々に迫つて來るところの、體系をたてた主要な社會觀が存する事も亦事實である。而して、か

る力強き社會觀が、其時代に於ける個々の人々の人生觀に影響を與ふる事は、甚大なものであり、又何等かの形式をとつて其時代の法制、道德、藝術等に影響を與ふるに至るものであるが、それとともに又吾々が世に處し、社會的生活を完うし行く場合、其時代のかゝる力強き社會觀、人生觀によつて、無批判に動かされてはならない。よくこれを批判し、そのよつて來る所を知つて、正しい認識の上に吾々の社會觀、人生觀を基礎づける様になす可きであると信ずる。

一例を擧げて説くならば、今こゝに一つの體系を有する力強い社會觀がある。この社會觀は、人類は社會的動物であつて、社會的に生活することに於てのみ、生を享樂し行き得ると説く點に於ては、人間の社會的生活を正しく解してゐるのであるが、この社會を解するに當つて、只管生産關係を以てし、經濟關係のみが唯一に社會の根本をなすものであると説く。即ち、社會の實體をば、生産の爲めの協力關係と云ふ方面からのみ觀るのである。かゝる唯物的、物質的なる立場を持する社會觀よりすれば、社會の最も完全なる形體たる國家を見る場合に國家も亦一つの唯物的な存在物となるの外はなくなる。従つて國家社會に一つの道義的性質を與へ、これに崇高なる理想、理念を加味して考へる事は不可能となる。即ち、社會を經濟關係を中心としてのみ見るならば、生産關係の發達から、必然的に社會は有産者と無産者なる二つの階級に分裂し、この兩階級は相異つた經濟的

利害を以て、相互に争ふに至る。而して國家の本質をばかゝる鬭争に於ける一階級による他階級の抑壓機關とみる事になる。従つて社會立法の精神を解釋する場合に於てもその基礎をかゝる理念からする外なきに至るのである。

かゝる社會、國家の見方はこれを鬭争的、唯物的なる社會觀とも名附け得ると思ふ。こゝにこれが批判をなす事は本小論の本旨では勿論ない。唯之を次に述べんとする社會連帶的、共同責務的な社會觀に對比せしむるならば、かゝる唯物的、鬭争的な社會觀は如何に現實の吾々の實際の社會生活とはかけはなれた論理的空想に過ぎないものであり、決して現實に即した正しき社會觀たり得ないものであるかといふ事に讀者の注意を促しておきたいと思ふ。蓋し社會の本質を唯單に生産關係、經濟關係によるものとなし、従つて生産關係を根本的に變革し、共產的社會たらしむる事を理想となす事は、人類の本性に就いて正しき認識を缺く結果である。たとへかゝる社會觀の理想とする共產的社會が實現するとしても、人類は人類として止まるものであつて、決して神たり得ない限り、自發的に社會道德の責務を各自が盡す所の自律的な組織ある相互扶助の社會は到底生れ來るものでないであらう。況んや、かゝる理想の社會が鬭争の結果から生れ來ると云ふが如きは誤れる假定より出發した單なる空想に外ならないと謂はねばならない。

吾々の社會觀は、現實に即した、より實際的なものであると同時に、より崇高なる理念に基礎を置くものでありたい。又かゝる社會觀に立脚してのみ、初めて、正しく社會立法の根本理念を説明解釋し得ると信ずる。

かゝる唯物的、鬭争的なる社會觀、人生觀に對比して、共同責務的なる社會觀、社會連帶的なる人生觀が、二十世紀の初めより佛國に於て主張せらるゝに至つた。この思想は甚大なる影響を、當時、各國の社會立法制定の上に及ぼしたものであつて、就中社會保險——殊に失業保險の立法精神は、一にこの社會連帶に基く社會觀に立脚するものと云ふも過言でないと思ふ。

而して、この社會連帶的なる人生觀は又我國民の古より保持し來れる「恩」と云ふ觀念例へば「世ニ四恩アリ、皇恩、世ノ恩、父母ノ恩、三寶ノ恩コレナリ。而シテ皇恩ヲ以テ第一トナス」(註)と云ふが如き處世訓の思想と、よく適合する所がある様に思はれる。殊に「世の恩」と云ふ觀念には社會連帶なる自然的事實を化して、人類行爲の規準、道德義務となし、さらに進んでは權力によりて確認せられたる法律的義務とまでなさんとする、連帶思想の根本觀念と全く一致するものがあると思ふ考へられる。

【註】四恩に付ては、最近、大谷光瑞師の名著「大國民讀本四頁」以下に次の如き、立派なる解説がある。

「恩に四あり。古來より父母・衆生・國王・三寶の四恩を説けり。

人として父母の恩を知らざるはなし。父母の恩を擴大せば親族皆これに屬す。廣義に解釋せば故舊朋友も亦然り。我を扶養し我を愛護するもの皆父母たらざるはなし。

衆生の恩とは國家社會の恩なり。之を廣義に解釋せば全世界人類は皆是なり。更に擴大せば禽獸蟲魚より草木に至るまで然らざるなく之を狹義になせば我帝國國民にして隣保相助くるが如きはその最も親なるものなり。

國王とは一ありて二なし。唯一絶對にして廣狹の義を生ぜずと雖も、君命を奉じて行政をなせる政府も亦これが枝葉たらざるべからず。

三寶とは佛教徒よりいはば佛法僧の三つ則ち是なりと雖も、今は汎くその意味を取りて教育宗教を以て之に當つ。則ち智能の啓發と徳器の成就は此源泉によらざるべからず。

上來述べ來れる四恩を感じざるが如きものは人にして人にあらずこの四恩の全部に報せんとするは明智の君子にあざれば能はざるところなれどもその幾部分を行はゞ普通人として最も快樂なる生活をなせる者なり。

特に我國民に於ては尊王の大義炳として天日の如し。君恩報謝は別に項を改めて之を論ずべし。

この四恩に對する報恩生活に或る者は富を用ひ或る者は智能を用ふ。或はその職責により或は又その地位分限により感恩報謝の形式は千差萬別なりと雖もその意に於てはただ一つありて亦他なし。小分だもこの四恩に反する所あらば必ず畢竟して惡報を受けんのみ。

現時我國には前述せる如き鬭争的なる社會觀、唯物的なる人生觀が力強く迫りつゝあり、爲めに古來よりの我國民の社會觀の一として傳へ來りし「恩」の觀念が忘却せられ、輕視せられつゝある

現状をかながみ、社會連帶の思想を簡單に紹介して、この理念に基き、社會立法の一たる社會保險の立法主旨を説明するは、必ずしも無益にあらざるものと信する。これ研究の不充分なるをも顧みず、敢へて本小論を草したる次第である。

社會連帶に關し、まとまりたる著書としては佛國に於ても多からず。主要なるものとしては Léon Bourgeois : Solidarité. 1914. C. Ponglé : Le Solidarisme. 1907. あり。其他 Emile Durkheim : De la division du travail social, 1922. Charles Gide : の經濟學原論、及學史等に説述せる所あり。又ほ同一の思想を以て、マルキシズムを批判せる Jean Izoulet : La Sainte Cité ou l'anti-maxisme. 1930. あり。

本小論は主としてレオン、ブルヂア氏の「社會連帶」に基きたるものである。本書は社會連帶に關する最も法律的なる著書であり、又最も權威あるものと考える。殊に同氏が一九〇二年 *École des Hautes Etudes Sociales* (高等社會研究學校) に於いてなしたる講演、及び學士院に於ける討論の速記は、甚だ有益にして興味あるものである。

第二 社會連帶主義

(一) 意 義

社會連帶といふ語は *Solidarité sociale* の譯語である。譯語としては、社會連帶と云ふ文字が正當であるかも知れないが、その意義よりすれば、寧ろ共同責務と云ふ方が當つてゐると考えられる。社會連帶とは人類相互の間に於ける協同依存の謂である。

(1) *Le fait de la solidarité, c'est-à-dire de la dépendance mutuelle des hommes,...* (Gide: *Economie politique*, P. 37—)
元來、このソリダリテ (*Solidarité*) 連帶なる言葉は比較的古くから使用されつた文字である。リッ
トレー氏 (*Littre*) もこれを、一は法律的の意義、他は通俗的の意義として説明して居る。而して、
この通俗的の意義をば、相互の責任即ち名譽といふ點から見ても協同責務といふ如き意に解して居
る。

然るに、今日この連帶なる語は、より、新しく、より、正確にして且より、深き意義を持つ様になつた。
即ち第一の意義に於ては、客觀的、或は科學的の意義にして、事實上の觀念を表示してゐる。換言
すれば、この場合に於ける連帶なる言葉は物理的、知的、或は道德的の或る現象間の相互依存關係
を示すものである。

他の意義は、近來、新しく、使用され來つたもので、今日政治上の用語として用ひられて居るも

のである。即ち人類が相互的に守る可き義務、責務の觀念を示す爲の言語として用ひられてゐる。かゝる意味に於ける連帶なる觀念は、從來、用ひられて居つた、正義の義務と云ふものよりはその内容に於てより、確定的のものであり、又より、嚴格なものであると共に、慈善をなす可き義務といふ如きものよりは、より、強き意味に於て、義務的内容を有するものである。従つて、かゝる意味に於ける連帶——即ち人類が相互的に守る可き共同責務——の義務は、社會が、以て規範となし得る様な社會的債務の性質 (*un caractère d'obligation sociale*) を有するものと考えられ、且社會がかゝる義務の行使に付いて制裁を與へ得る如きものとして思考せらるゝものである。

連帶に關する以上の二つの觀念は、明かに區別さるべきであつて、混同を許されないものである。即ち一つは事實上の連帶關係——客觀的の連帶關係——の觀念であり、他はこの連帶關係を規範化したる意味に於ける觀念に外ならない。

(二) 事實としての連帶

まづ事實としての連帶、即ち、客觀的連帶とは如何。先づ人類が、社會的動物であり、社會に於てのみ人の人たる生を全うし得るものであるといふ事實は、如實にこの事實的連帶の存在を物語るものである。即ち、人々は各々性能を異にし、利害を分ち、業を異にして居るけれども、互ひに相

助け、相補ひつゝ、社會生活を行つてゐるのである。この關係は、物質生活、經濟生活の上に於いては、分業となり、交換となり、賣買となり、相互に有無相通じ、交通相利する所あるは、説明の要なき事實である。

かくの如き事實上の連帶は、之を更に吟味するならば、生物界を構成して居る所の自然法則としてのそれと、人類の凡ゆる精神活動を支配してゐるところのそれとに分ちて考察する事が出来る。

(イ) 生物學的連帶

カントは「組織體とは各構成部分間にをける相互關係そのものである」【註一】 Bourgeois : Solitarité. Teil. と説明して居るが、これは誠に至言であつて、殊に現今生物學の研究發達の結果は、この語を裏書するに充分である。

生物學による研究の結果は、この事實上の連帶關係は、獨り人類社會のみに止らず、總ての生物それ自身に於ては勿論、その各生物の組織體に於ても見得る事を明かにして居り、その實例等に付いてこゝに言及するの必要なさまでに常識的なる事實であると思ふ。組織體に於ける事實的連帶に關し、デード教授は次の如く言ふて居る。

「生命を特質づけるものは連帶の事實である。若し、生物といふものゝ定義如何と問はるゝなら

ば、生物とは、獨立の部分を結ぶところの職能の連帶そのものなりと謂ひ得る。換言すれば、死と云ふ事は、生物を構成して居るところの各構成分子間の連帶關係の破壊である。即ち生物の構成分子の分裂が死である」(註二) Bougeois : Solidarité, 161 p. 一七

即ち、チード教授によれば、生命といふ觀念は、聯合 (association) といふに外ならない。而して進化論は、一定の法則に従つて、各部分間のこの相互關係を説明し、各存在の進歩、發達を説明するに外ならないのである。

凡そ生物には同種より、異種へと遷り進む傾向がある。そこに、各部分の職能的分化が絶へず行はれ、又多くの順應作用が行はれ行くものであつて、一つの永續的生存は、保持するその各構成分子間の連帶的聯合によつてのみ保たれて行く事が出来るのである。この場合に、各部分は各特定せる特異性を有しながら、しかも協同の努力に盡力するものである。而してかゝる連帶的聯合のよく行はれるものが、生存競争に於て成功するのである。

かくの如く、凡ての生物は一つの連帶的聯合に外ならないのであるが、これに對して常に二つの危険が伴つて居る。即ち、その構成分子の一部が、何等かの危険に出合ふならば、かゝる聯合は破壊せられて死の運命をとるのである。又、かゝる危険はなくとも、その構成分子の或部分の活動が

過度に發達するか、或は協同の努力に對し相反する方向に向ふ時に連帶的聯合の均整は破れて死滅せざるを得ない。

以上の如き生物學的連帶に關する説明を、ペリエ氏は次の如く要約して居る。「生物界に於て、若し、假りに鬭争といふものが進歩の一條件なりと假定するにしても、しかも猶進歩は個々のなる力の聯合及びその調和的なる協力によるにあらざる限り、實現し得ないものである」と(註三)

【註三】 Bourgeois : Solidarite. 163 p.

又、生物界に於ける遺傳は、祖先と子孫間に於ける縦の事實的連帶關係に外ならない。

(ロ)精神的連帶

然らばかゝる連帶の事實は獨り生物界のみを支配する自然法則であらうか。否、この事實的連帶關係は、人類の凡ゆる精神的活動の分野に於ても窺はれるのである。吾人の精神生活即ち政治、言語、教育、宗教、學術、藝術等は、凡てこの連帶の法則に背反し得ないものである。この法則が存する故にこそ、社會的思想、人類の理想は擴大充實せられ、不斷の向上の道に社會全體が進み行き得るのである。

かつて、ゲーテは次の如く云ふた事がある。

「若し、假りに、或る人が生れながらにして、偉大なる天才的素質をもつて居たとしても、その人が自己の世界にのみとちこもり、他と何等の精神的接觸をもたないとするならば、彼は眞の天才たり得ないであらう。私の作品の總ては、多くの人々及び種々なる事物から暗示を受けた結果に外ならない。即ち學者、無學者、智者、愚者、兒童、老人等は皆私の勞作に協力してくれた人々である。私のなした仕事は、只、單にかゝる人々の協力よりなる無數の要素を、書き集めたに外ならない。かゝる集合體がゲーテと云ふ名をとつたに過ぎない」と（註四）

【註四】 Bourgeois : Solidarité, 163 p.

若し、ゲーテの如き大天才にして、自己の勞作が一つの合成物に過ぎないと認むるならば、普通人の總ての著作の如きは、或は時を異にし、或は所を異にせる人々との共同作品であると云ふも過言ではないと謂はねばならない。

又或る一人による一つの機械の發明は、分業の進歩を來し、資本の所有者と勞働の所有者と、この兩者を結ぶ企業家との出現をもたらし、かくて産業組織の變革は、又、遂に社會生活全般にも及び、罷業或は失業といふが如き現象を出現せしむるに至るのである。即ち一人の精神的勞作の所産たる一機械の發明と云ふ事實は、時と所とを超越して、その連帶的法則を擴大し行くのである。

更に又、吾々は多くの偉大なる過去の人々の智的連帯のうち、吾々の智識を繼受し、これを基礎にして、吾々の努力が進められ、精神文化が發展し行くものである。

以上を以て、連帯なる事實は、獨り生物界のみに止まらず、人類に於ける精神作用に於ても、これを見ることが出来る事を明白にしたと思ふ。

即ち、事實としての連帯は、自然界の一法則であつて、この連帯は縦の關係に於ては、時の古今を問はず、横の關係に於ては所の東西を論ぜず、人類は、社會的生活をなす事よりして、皆この連帯關係によつて、結ばれて居る事實が明かになつたと思ふ。

(三) 義務としての連帯

以上説いたところによつて、各個人は、決して孤立して居るものでない。否、各人の組織體そのものに於ても、連帯作用が行はれてゐるといふ事が明かになつた。従つて各個人には社會生活を營むに當つて、孤立的なものとして、行動する權利は全然有しないのであつて、各人は連帯關係に置かれたる一員として、連帯關係ある全成員に對するの義務を負ふ可きものであると云ふ事が多少なりとも明白になつて來たと思ふ。即ち、人間は、ロビンソン・クルソーの如く、社會から孤立した生活をなす事は全く不可能であると云ふ事實は、畢竟人間は、ロビンソンの如く、自己のみで孤立

した生活をなすの權利を有しないといふ事を語つてゐる。換言すれば、人は人の集團たる家族、部落、國家、更に人類といふ大なる社會的集團の一員としてその生を終始す可き運命に置かれて居るものであつて、その欲すると欲せざるとに關せず、縦と横との連帶關係の連鎖のもとに、全體の一員としてのみ生活するの權利を有すると同時に、義務を負ふものと謂はねばならない。

抑々社會は有機體である。従つて、その均整、その發展、進歩は又他の有機體の一般法則に従ふ可きものと考へ得る。

今簡單に、此等の法則を要約すれば、大體二つとなると思ふ。即ち

(一) 社會の構成員である各分子が、各その進歩を遂げ、その充分なる活動力を發揮し、完全に彼の才能を外に向つて働きかけ得る場合である。即ち生物學に於て云ふところの、外界に對する順應性の最大限が確保せらるゝ場合である。

(二) 他は總ての各構成分子の活動が、當該有機體全體の均整から見て、その有機體の共同的努力に對し、連帶的に結ばれて居る場合である。即ち、内部的環境に對する順應性の最大限が確保せられたる場合である。經濟學に於て云ふところの分業及び勞働の交換等の如き場合がこれである。

故に、社會にして、その發展進歩を續けんとするならば、此等の二條件の實現に努力す可きであつて、従つて社會科學の目的とすべきところは、如何にすればこれが實現を可能ならしめ得るやを探索するにあるものと謂はねばならない。

だが、社會科學の目的はしばらくをき、かゝる社會進化の法則よりすれば、社會の裡にて生を營みつゝある各個人は、社會の爲めに何らかの義務を負擔してゐるものと謂はねばならない。若しかゝる義務を否認する個人があるならば、彼は社會の連帶關係から脱出するか、或は脱出を餘儀なくせしめらるゝか、換言すれば、死滅する外はないのであつて、この事は社會全體の存續上、やむを得ざる所であると謂はねばならない。

かくして、何人も生存を續けんが爲には、人は必然に連帶の法則に反するが如き行爲をとる可らざる義務を負ふものである。こゝに義務としての連帶關係が、社會の各員に生じ來るのである。この規範としての連帶關係は、昔時の所謂「責任」の觀念となつて、其の時々の人々の行爲の準繩となつたもので、太古の廣い意味の萬事法の如き規定は、多くこの連帶責任を規定したものに外ならない。例へば或種の犯罪者に對して、其の家族が連帶して責任を負ひ、一定の町の或種の犯罪者には、其の住民が全部これに連帶して責任を負ふといふ規定の如き、その一例である。

又、かの原始民族間に窺はれるトーテムと稱する一種の血族團體に於いて、同一のトーテムの間には、總て或る種の禁制がある。この禁制の起源に關しては、現今種々なる解釋が行はれてゐるが、如何なるトーテムに於いても、かゝる禁制に對しては同一のトーテムが連帶して責任を負ふといふ事になつてゐる。これ即ちタブーと謂はれる所のものである。このタブーは非常に嚴重なる禁制であつて、之に對し彼等は皆連帶責任を感じて居る。

此等の例は、一定の社會に生を享けてゐるものは、その知ると知らざるとを論ぜず、欲すると欲せざるとを問はず、皆その社會の存續の爲めには、當該社會の連帶關係を破り、或はその團體の均整を亂す如き事を許されないといふ事を示すものに外ならない。

而して權利と云ふ觀念も亦かゝる連帶關係なるものを考慮する時、始めてその正當なる行使が考へ得らるゝのである。權利の亂用といふ觀念なども、畢竟權利の行使は當該社會の連帶關係の均整を破るや否やを、その標準としてゐるものに外ならないと信ずる。即ち、奴隸制度を是認して、奴隸を以て物となし、人に非ずとなしたる社會に於ける權利關係を規定したるローマ法を繼承したところの法律觀念を以て、産業革命後の社會關係を規律するならば、かゝる權利の行使が現時の社會的連帶關係の均整を破壊するに至る恐れを生ずる事は必然であつて、權利の亂用と云ふ觀念はかゝ

る所より生れ來りたるものではあるまいか。舊來の法律思想による權利の行使は、義務としての連帶關係の範圍を乗り越える可きものでない。又、舊來の法律思想にあつては規定するの要を認め得なかつたところの關係に關しても、もし、義務としての連帶關係が、當該社會に於て必要と認められる場合には、これを立法化せねばならぬ様な事例は、近來、各國に於いて、行はれ居る多くの社會立法の制定に徴しても明かである。而して、かの社會保險の制度の如きも、かゝるものの一例に他ならないと思ふ。

(四) 事實としての連帶と、義務としての連帶との關係

前述せる所を以て、私は、社會は一つの有機體であり、この有機體の構成員間は、横と縦との連帶によつて結合されて居るといふ自然的事實と、またこの事實に基礎を置くところの義務としての連帶によつて、その構成員間の行爲は、各自の知ると知らざると、欲すると欲せざると、直接たると間接たるを論ぜず、規律さる可きものなる事を説明した。只こゝに困難なる問題は、然らば如何にして、この事實なる連帶關係が直ちに義務としての連帶たり得るか。換言すれば、自然界の事實たり、法則たる所の事實的連帶關係が、如何なる範圍に於て、如何なる方法によつて、また如何なる標準クリテリオンによつて、義務の連帶たり得るかといふ事である。

この點に付て或者は次の如き疑問を發して居る。【註五】 Bourgeois : Solidarité, 168 p.

「社會に自然的相互依存關係、連帶關係が存在して居るといふ事は事實である。又、人類は自覺せるとせざるとを問はず、この連帶を義務化しやうとしてゐるといふ事は認めるが、さて如何にしてこの事實的連帶を義務的連帶たらしめるかは困難である。蓋し、現實においては、競争、鬭争が存在して居つて、平和、協力、共同義務を重んずる社會といふは一の理想に他ならないと考えられる。

従つて、義務の連帶といふが如き問題は、事實上の連帶からは起り來り得ない、唯事實上の連帶はそれを事實として確認する他なく、その事實から、直ちに何らかの規範を導き出すといふが如き事は不可能ではあるまいか。故に連帶なるものは、單なる自然法則として、唯その働くがまゝに放任すれば宜しい。自然は、社會をば自然自身の手を以て必然的に善き結果に向はしめて行くに相違ない。過去に於いてさうであつた如く現在及將來に於いても又、そうであらう」と。

この議論は經濟學上の自由放任主義の論旨と同一である。が、之は餘りに自然過重ではあるまいか。先に一言してをいた通り、遺傳と云ふ事實は、一つの自然的連帶である。然し、人類は、この自然的連帶の事實をば、自然の手に放任せず、却つて之を利用し、こゝに特殊の目的の爲め、種々なる

法則を樹立せんとしてゐるのである。かの優生學と呼ばれるものは、これに關する科學に他ならな
い。

又引力と云ふ事實は、自然界の一つの大法則である。人類はこの引力の自然法則を利用する事によつて、様々の有益なる結果を得てゐるのである。これに關する科學は、即ち、力學といはるゝものである。

自然は誠に偉大なる力の所有者ではあるが、それ自身に於いては無目的であり、また往々にして正義的でない場合がある。自然の力をば放任することなく、それを吾々の目的に従つて導き、利用し往く所に、吾々の努力があり、科學の權威が見出さるゝのではあるまいか。故に事實として連帶を單なる自然の法則なりとして自然の手に放任せしめんとする論者の主張は、是認し得ないものと思ふ。

只、問題となる點は、如何なる目的、如何なる標準に向つて、自然的連帶を規範化する可きかにあるのである。

(五) 義務としての連帶と社會の目的

總て、生物的なる有機體は、只、自然の力のまゝにその進化發達をとげ、また、死滅する。即ち

ちこの種の有機體にあつては、前述せる如き外界に對する順應性及内部的環境に對する順應性が、最大限度に於いて確立せらるゝや否やは、一つに自然力にまつより他はない場合が多い。然るに、人類によつて構成せらるゝところの有機體たる社會は、かゝる生物的な單純なる組織體ではない。勿論、人類の社會と雖もこの自然界一般の法則から、全然除外され得るものではないがしかも、人間の社會の場合には、他の有機體に於ては存しない、新しい要素、特別の力がある。即ち、觀念、意識、意志である。スペンサーは社會を以て一つの有機體であると説くと同時に、人類社會の重要な特殊性として、この要素を認めて居る。この要素あるが故に、人類社會は目的、理想を持ちその完成に向つて進歩發達し行き得るのである。斯くの如き意志、意識が存在する故に、人類社會は自然法則を規範化し道德の力を以て、構成員各自の意識、行爲を共同的ならしめる條件を備へ得るのである。再言するならば、前述せる有機體の進歩發達の二條件に適合せしめる爲め、社會の各構成員をして、意識的に社會の有せねばならぬ目的に向つて、共同動作をとらしめ得る所に、人類社會の特性が存するのである。然らばこの目的とは何であらうか。それは正義であらねばならぬ。

尤も、社會の目的といふものを、他の標準に求むる説もある。例へば、社會の目的とする所は、

その構成員の最大多數に、最大幸福を與ふることであると。然し乍ら、幸福といふ事は、人間の精神的の感情であつて、吾々の最後の隠れ家たる心境に過ぎない。幸福といふことは決して物質によつてのみ與へらるゝものではないから、他人にこれを與へるといふ事は困難である。従つて、社會の理想とする所は構成員の幸福と云ふのみでは、不充分である。幸福といふことは、事の結果として持ち來され得るけれども、目的そのものとなることは出來ない。社會の目指す可き目的は萬人に對する、正義の確立であらねばならぬ。

然らば、この正義が社會に確立せらるゝ爲めには、如何なる條件が必要であらうか。一言を以てすれば、各人の權利に對する相互的尊敬と云ふ事に盡きる。今、權利義務の本質に付いて詳述する事は避けるが、舊來の權利、義務の觀念が甚だしく概念的であるといふ事を注意しておきたい。私は、權利、義務の本質は、唯、人間が社會の構成員として連帶關係により結ばれてゐるといふ事實に立脚する時、初めて、正當に理解され、明確にされ得るものであると信ずる。従つて、先に述べた權利の亂用の觀念の如きは、本來權利たり得ざる所を權利として認むる舊思想の誤謬より生ずる觀念の混同に外ならない。かく、連帶の事實に立脚して、權利及び義務を決定する所に、社會道德の指導精神があるのであり、又かゝる意味に於ける權利、義務を完全に行使し、正義を確保せんが

爲めには如何なる社會組織が必要であるかを研究する所に社會科學の使命があるのだと思ふ。

さて社會の目的とする所は、正義の樹立にあるのであるが、不幸にして正義は、自然の目的とする所と一致しない。尤も自然にあつては、それは非正義とでも云ふ可きであつて、必ずしも不正義ではないのであるが、畢竟、自然の目的とする所と社會の目的とする所との間には何等共通なものを見出す事が出来ないのである。而して先に述べた如く、人類の特性、その努力は、かゝる自然の法則に反抗することを止めて、これを利用し、これに順應し、且自然法則のうちより、人類社會の目的に役立つものを選び出す所にあるのであるが、今これを自然的連帶の法則との關係において觀察してみるならば、假令事實としての連帶法則の自然的結果が非正義である場合であつても、猶之を利用して、社會の目的たる正義の實現に到達せしめ得るものである。一例をとつて説明しやう。傳染病の流行すると云ふ事實上の連帶關係は、自然のもち來す一つの非正義的事實であるが、この連帶の法則はまた、これを利用する事によつて、傳染病の流行を阻止する効果をもたらす事が出来るのである。蓋し、自然的連帶の非正義は、その結果が社會的となるを以て、それが救済は又社會的に行はれねばならなくなる故である。即ち、事實の連帶の非正義なる結果は、人類をして相互的責任を以て、この非正義を矯正すべき義務を負はざる可らざるものとなし、且かゝる責任、かゝる

義務の遂行の爲めには社會的、協同的行爲を必要とするのである。故にかの傳染病の場合には、かゝる病氣の傳染なる自然的連帶法則は、常に社會的非正義を招來する結果として、社會の各構成員をして、連帶してこれが豫防、並びに撲滅につくす可き社會的義務、責任を負はしめ、しかもこの義務、責任の遂行は全社會員の協同的行爲をまつて、初めて成就され得るものなるが故に、かゝる自然的連帶の結果たる非正義は、却つて義務としての連帶によつて、絶滅されるといふ結果を見る事になるのである。

従つて吾々の探究せんと欲する所は、自然的なる連帶の法則が如何なるものであるか、ではなくして、唯、かゝる自然的連帶關係の法則の存在を確認すると同時に、社會の各構成員をして、自覺的に、意識的にこの法則を運用せしめ、これを義務化せしむるにあるのである。即ち既に述べた様に、自然法則たる連帶關係が存在するといふ事實の結果は、必ずしも社會に正義をもち來すものでなく、他方社會の進む可き目標は正義の樹立にあるのであるから、社會の構成員をしてこれ等自然法則を確認すると共に、正義の爲めに、この自然法則を義務的連帶たらしむる様、努力せしめねばならぬ。然らずんば、社會の目的は到底達成され得ないのである。

さて社會の正義は、社會の各構成員が相互に權利を尊重し、敬愛し合ふ時に、初めて實現され得

るのであるが、これが爲めに各構成員が義務的連帶を確認せねばならぬと云ふ事は、然らば如何なる意味であらうか。これは、一言で云へば各構成員が相互に、他の人々に對して負ふて居る共同義務を確認し、更に正當にして相互的なる社會的の條件を承認して、事實上、社會的債務から解放せられねばならぬといふ事である。

然らばかゝる社會的條件とは何を云ふのであらうか。これを私は次の如く要約し得ると思ふ。即ち、事實上の連帶から利益を受ける構成員は、その受けたる利益の代償として、他の利益を受けざる構成員をば、同じ事實上の連帶關係から生れ來る總ての不正、惡、危険から保護し、保證を與へる事に賛同すべきであるといふことである。デード教授の以下の如き説明は、この事を平易に語つてゐると思ふ。

「こゝに困窮に悩む者があるならば、吾々は之を救濟する義務がある。何故であらうか、

(一) 彼等の困窮は或は吾人の企業經營方針經濟組織の結果たるべく、或は吾人が彼等に示したる模範の結果たるべし、即ち吾人は恐らく彼等を困窮に陥れたる原因の一部にして、從て之に對して責任を有し、之を救濟する義務を有するが爲めである。

(二) 加之、吾人は、吾人若くは吾人の子孫が、彼等の不幸の犠牲となるの虞あることを知るが故

なり、即ち、彼等の疾病は吾人を浸染すべく、彼等の墮落は吾人を頽廢せしむべし、從て吾人の利益の上より考ふるも彼等を救濟するを可とするが故なり」云々と（註六）

【註六】 デード教授、經濟學原論、飯島氏譯、五六頁

（六） 義務としての連帶と責任、自由、權利の諸觀念。

さて、既に述べた様に、社會に、正義の觀念とは無關係な自然的、事實的連帶關係が存在すると共に、人類社會の目的がその構成員間の正義の確立といふ事にあるならば、社會の各々異つた構成員の地位に、或種の修正或は清算を施すことが必要となつて來はしないであらうか。

例へば自然的連帶關係の結果として、社會の一部分の構成員は、健康なる、頭腦、身體、遺産、完全なる教育、資本の蓄積を行ひ得る力等の一、又はその全部を有するに反し、他の一部分の構成員はそれらの孰れかの或は全部を具備して居ないならば、此等兩構成員の間に完全なる正義、平等、自由が確立せられ、全員が社會の進歩の爲めに互に協力して行くといふ事は可能であらうか。或論者の主張する如く、かゝる不平等なる事實は、自然の然らしむる所であり、適者生存、弱肉強食の自然法則によるものであつて、社會はかゝる自然の力により益々進歩發展をとげ得るものである。故に自然のなすまゝに放任して置いて宜しいと斷じ得るであらうか。否、社會の目的たる正義の樹立

の爲めには、かゝる不平等の状態に置かれたる兩者は平等の權利を有する新しい状態に置きかへられねばならぬ。而して、之を實現する爲めには、舊來の權利義務、自由、責任、平等等の諸觀念に修正を施す事が必要となつて來る。即ち吾人は、先に述べた如き事實上の連帶より生ずる利益及不利、危険をば、社會の全構成員間の相互的關係たらしめる様な觀念を、各人に保持せしめ、かゝる觀念に基く社會制度の樹立に努力せしめねばならない。こゝに新らしき社會義務の創生を見るのである。

嘗てスペンサーは法の目的を次の様に定義した。即ち「法律の目的とする所は、社會生活の基準たる道德的原則に對する尊敬を、保證するにあり、」と。(註七)

【註七】 Bongeois : Solidarité. 191 p. (L'objet de la loi est d'assurer le respect des

principes moraux sur lesquels repose la vie sociale)

この定義は正しい。只、こゝに云ふ「社會生活の基準たる道德的諸原則」とは如何なるものであるか、問題であると思ふ。が、私は本小論に於て、かゝる困難なる形而上學的な研究を進めやうとはしない。こゝでは私はこれを、唯現實の實際生活、法律の實際に關する限りの問題として考察すれば充分であると思ふ。私はかゝる「諸原則」の根本をカントの次の言葉が最もよく表現して居るものと考え。即ち「汝は汝自身に付いても、又他人に對しても、これを一つの手段としてでなく、そ

れ自身、一つの目的として行爲せよ」。(註八)

【註八】 Bourgeois : op. cit. 192 p.

この言は誠に眞理を語つてゐる。私はこの言に付いて、連帶の思想の立場から解釋し、次で舊來の義務、自由等の諸觀念が如何に修正されねばならぬかを説明しようと思ふ。

社會の各構成員は、自身は勿論、他の構成員をも亦、一つの手段として行爲してはならないと云ふ事は、その裏面に於いて、他の構成員の徳性を認め、これを尊重する事である。これは強者が弱者をば、己れの利得の爲めの手段として考へ、行動する事を許さない。資本家、企業家は、勞働力の賣手たる無産者を只その利益を得る爲めの手段として考ふ可らざる事を教ふるものである。詳言すれば、事實的連帶を以て、自然に放任する事なく、そこに義務としての連帶、共同義務を社會の各構成員に感得せしめ、これに従つて行爲せしめんとする思想である。

以上の如き立場から、吾々は責任、責務、義務等と云ふ觀念を考察してみやう。

私は舊來の、個人の絶對的責任觀念に對して、連帶の事實の認識から、より複雑なる責任の觀念が生れ來ると考へる。即ち、吾々は他人の行爲に付いて、その責任の一端を負ふと同時に、他人も亦、吾々の行爲に付いて、その責任の一端を負ふ可きである、從來吾々自身の素質によるものと考

へられて來た個性といふものも、實際は、遺傳或は、その生活環境から多大の影響を被つて居るのである。故に、吾々は他人に對して相互的責任の義務を持たざるを得ないのである。蓋し、物質的にも、精神的にも、吾人が絶対に孤立的生活を營むと云ふ事はあり得ないからである。

この責任觀念の擴大と云ふ事は、特に刑法に於いて重大なる結果を見るに至つた。即ち舊來の刑法に於いては、犯罪人のみを以て絶対的な責任者と見るに反し、新派の刑法に於いては犯人の責任を定め刑の裁定を下すに際し、その犯人の環境、事情を考察して居る。其他、兒童の感化教育、輕罪犯人の取扱ひ、免囚保護事業等に關しても、舊來の責任觀念たる個人の絶対性なるものが變更をうけつゝある事を見る。更に、民法に於いては、賠償責任としての無過失責任主義が採用せらるゝ等、總て、個人の責任に關する考察は社會を基本として行はれる事となつた。斯様な思想は更に擴充され行く可きものであらねばならない。例へば、自己の意志とは全く關係なき原因から過失を犯した人があるならば、社會の各員は爾後、再び彼をしてかゝる過失を重ねざらしむる様、努む可き義務を負ひ、出來得可んば、彼を、その誤れる環境から救ひ出す様にせねばならない。かくして、前述せる如き道德的原則に對する補正は行はれる事となるのである。

又、連帶の事實の認識は、舊來の自由と云ふ觀念に修正を與へる。即ち吾々は自由を論ずるに當

つて、先づ吾人の責任、義務を説くのである。責任なき自由といふが如きものは存せず。自由及び責任なる兩觀念間には必然的關係が存すると見做すのである。なんとすれば、人は、かの事實的連帶よりして、社會に對する責任、共同義務の負擔者として生を享け、東洋思想の所謂「四恩」のもとに生れ來るのであるから、吾々は先づこの四恩、此の債務、この責務を完済す可き義務、報恩、奉公を果す可きである。吾々は人類の努力により集積せられた、文化の寶を、生るゝと同時に享有し行き得る恩を感謝せねばならない。この文化の享有が、假令、平等に行はれてゐないにしても、その社會の構成員は皆各々、日夜その利益に浴しつゝ生活してゐるのであるから、各人は、また必然にその負へる社會債務を辨済す可き義務を有するものと私は信ずる。而して、この社會的債務は、文化の寶を享有し、これが利益を得る程度の多き者程、また、社會に對する奉仕の程度を重く且つ大きく負擔すべきであると謂はねばならない。

従つて、吾々が自由であり得るが爲には、吾々は各自、負擔せる社會的債務を完済しなければならぬ。この點が舊來の自由の觀念に對する重要な修正である。

次に吾々はその結果を見よう。

正義の觀念は、責任及び自由の觀念に付いて吾々が行つた上述の二修正によつて、亦變更されつ

ゝある。

今、絶對に自由なる二人の間に正義といふ關係を定めんとするならば（此の二人の間には何等連帶關係が存しなかつたものと假定して、——勿論かゝる事は現實にはあり得ないのであるが）この正義の關係は甚だ簡單であつて、それは、畢竟兩者間の平等と云ふ關係に過ぎないであらう。この場合、兩者は平等に契約をなし、相互に均整ある社會的利益を享有する事が出來やう。

然しながら、かくの如き場合は、現實に於いては絶對に存在し得ないのである。即ち、現實に於いては、如何なる場合にも二人の人間は、自然的連帶關係によつて、社會より受け得る利益に於て平等であり得ない。而して、かの社會存立の目的たる正義の意義はかゝる人々の間に、唯、單純なる平等關係を持ち來たさうとするのではなくして、彼等の間に社會奉仕の均整を確立し萬人をして、常に社會の眞の構成員たらしめ様とするにあるのである。斯くて、社會奉仕の均整を確立するといふ事が、こゝで、社會的債務の研究の目的となつて來るのである。この際正義といふものに對する、より複雑な、より新らしき觀念が、重要となつて來るが、この問題は連帶關係を講究する事によつて、初めて解決し得らるゝのである。

而して、これを解決するに當り、二つの點を注意しておかねばならぬ。

(一) 連帶關係は自由及び正義といふ觀念より以前に存する自然的事實であるが故に、自由及び正義の觀念は、連帶の事實を認め、これを基礎としてのみ初めて正確に定義し得るものである事。

(二) 先に述べたスペンサーの所謂「道徳上の原則」が、連帶なる事實によつて如何に變更せられ、複雑化せられたるかを研究する事により、吾々の社會生活そのものが又、此等の觀念によつて變更せられるといふ事。

以上の點から「社會」と云ふ觀念を再考してみやう。

まづ「社會的」と云ふ言葉は種々なる意義に解釋され得るが、普通の用語にては、社會に對する自然的な適應性を有してゐる事、詳言すれば、聯合アソシエし得る可能性、社會よりの利福を享有する可能性、社會の認むる規範に従ひ得る可能性ある事とされて居る。が私は更に次の事を附け加へたいのである。即ち「社會的」の存在であると云ふことは、社會員であると云ふ自覺を持つてゐる事、即ち社會に生存して行く爲には、他の人々と奉仕の交換を行はねばならぬといふ事を理解してゐる事である。つまり連帶といふ事實に基いて、彼の所有權の一部、彼の活動、彼の自由の一部、彼の人としての一部が、社會に對する共同奉仕の爲めに盡さる可きである事を理解し、是認する事に他ならないのである。

さて、「社會的」と云ふ事をかく解釋する事が正當であるとするならば、人は社會的責務を完済して、初めて社會の眞の構成員たり得るに至る。換言すれば、事實上の連帶が生む危險に對して、保證を與ふるに必要な共同の社會的奉仕、責務に付いて各自、その負ふ可き分擔分を完済する事に賛同せねばならぬ。かくて、社會生活と云ふ事自身も、また以上の如き新しき考方によつて觀られねばならない。即ち眞の社會生活とは、單に他人の權利を尊重するといふに留まる可きではない。且、社會的奉仕といふも、唯人道的、慈善的なる任意的行爲にのみ委ねておく可きではなく、更に積極的なる何等かの規定によつて實施さる可きものでなければならぬ。例へば、社會的危險に對しては、任意的、相互的、時に或は強制的なる一種の保險制度が、社會の構成員により、同意せられ、承認せらるゝといふが如きである。この際かゝる保證は、その危險が社會にとつて一般的のものであるか、特殊なものであるかは問題でない。それが社會的危險である限り、社會構成員の相互的保險の目的たり得るのである。

(七) 社會連帶と社會主義

以上述べたる所よりして、然らば社會連帶とはその根本に於ては、社會主義と同一なわけはあるまいか、と疑ふ人がある。この疑問を解くには、先づ、社會主義なる言葉の意義を確定しなければ

ならないが、今これを普通一般に解せられてゐる意味で用ふるならば、吾々の謂ふところの社會連帶主義は、個人的、自覺的社會主義とでも呼ばれる可きであらう。即ち、自由、財産、人格等を凡て社會に負ふて居るといふ意味に於ては、連帶主義は社會主義であると謂ひ得やう。然し乍ら、若し、この各自の負擔分たる共同責務を果し、社會的債務を完済するならば、吾々は、そこに自由を獲得する事を得るのである。従つて、この點から見るならば、連帶主義は集産的社會主義とは全く相反するものであると云ひ得やう。蓋し、連帶主義の目的とするところは、集産主義にあるのではないからである。連帶主義にとつて集産的、共同的であると謂ひ得るのは、只その出發點に關してである。即ち、連帶主義は連帶的なる社會と云ふものから出發しはするが、その目的とする所は、個人的の結果、個人の自由であり、それは社會的債務の完済によつて獲得せられるところのものである。而して連帶主義は、この社會的債務の完済によつて獲得せられたる個人的所有權、自由に正當性、を與へんとする學說に外ならないのである。従つてまた、マルキシズムの主張する共產主義とは全く相反するものである事については、特に讀者の注意を促して置きたい。

デロド教授は連帶主義と社會主義とに付て、次の様に説明されて居る。

「連帶主義は、所謂現代社會組織の基礎たる財産制度、相續制度、財産處分權及び之れが結果た

る不平等を是認するものなれば、社會主義とは全く別なり。唯、是等の不平等に因る惡弊を輕減する爲めに、任意的團結に基く千絲萬縷の關係により弱者と強者とを結び付けざるべからずと云ふのみ」と（註九）

〔註九〕（チード教授、經濟學原論、飯島氏譯 五七頁）

（八）社會連帶と準契約理論

さて前述の如く、社會の目的とする所は社會正義の樹立にあり、而してこの正義は、唯社會の構成員が、上述せる如き意味に於ける權利の相互的尊重を行ふことによつて、初めて樹立し得らるゝとするならば、かゝる正義に即したる社會生活の中軸は、實に全社會構成員の複合的契約、合意にあると言ひ得る。即ち、連帶主義より見たる社會機構の中心は、社會的契約、又は合意であつて、かゝる社會契約の目的は社會奉仕の交換によつて得らるゝ社會正義の確立に外ならないのである。

唯、こゝに注意を要する事は、「社會的契約」なる用語についてである。吾々のいふそれは、ルソンの所謂「社會契約」なる觀念とは全く別個のものであつて、兩者を混合せられない様に希望する。ルソンは「社會契約」を以て社會の起源を説明せんとしたのであつて、この事は歴史的事實に反するものである。之に反し、吾々がこゝに云ふ「社會的契約」なるものは、社會機構の構成的中心たるものである。

り、また、その終局と見做さるべきものなのである。

抑々、近代の法律の歴史は、人類の進歩と云ふものは社會諸相に關して、契約が占むる地位の擴大性に相應じて居る、と云ふ事を示して居る。メーンは、かつて、法律の進化を論じた中に、「近代の法律進化の歴史は身分關係から契約關係への推移のそれである」と要約して居る。

私は社會の進化は、社會の總ての關係が契約、合意となる時に、その終局に達するのではないかとさへ考へる。契約、合意と云ふ事は、暴力或は權力に代ふるに、自發的制限と自由とを以てすることである。即ち契約とは、一定の事物關係に關する二人以上の意思の合致であり、又それはかかる事物關係より結果する所の債務に關する此等の人々の合意に外ならない。人々は平等なりと認められたる奉仕を交換し合ふ事によつて、相互間に平等なりと認めらるゝところの満足を獲得し、將來に對しては、相互の合意によつて、各自の自由を自から制限する事を承諾するのである。斯くの如く事物の總ての關係が、權力或は暴力の範圍よりも進んで、相互間の合意に基くに至つて、文化は確立し、愈々發展し行くのである。

以上で、總ての事物關係が契約的である可き事に付て一言したのであるが、以下簡單に契約の發展形式に付て考察を進めてみる。

契約は、次の様な進化をたどるものである。

「第一」に契約は、最初個人的のものである。即ち、二個人間に自由に行はれるところの奉仕の交換であり、是等の奉仕の均衡に基く同意を内容とする。これ所謂 *do ut des* の關係である。(註)

【註】 *do ut des* は *Do ut des, do ut facias, facio ut des, facio ut facias* の最初の句なり。即ち

「汝ガ與フルガ故ニ余ハ與フ。汝ガ爲ス故ニ余ハ與フ。汝ガナス故ニ余ハ爲ス」

而して、この種の奉仕の交換は、それが眞正の自由に立據する場合、正當である。この場合に於ける法律の任務は、法、自から、何等それに付て相互的義務を定むる所なく、唯、相互的合意ありたる事實を確認し、且、かゝる自由の意思の合致を制裁づければ足りるのである。

「第二」の段階に於て、契約は複雑化して來る。即ち、集合的 (*collectiv*) となつて來る。例へば社團 (*association*) の如きは、かゝる契約關係の一つであつて、幾人かの人々がそれに參加する。唯、かゝる社團の關係を規定する所の一般原則は他の總ての契約の場合と同一である。交換せられ、合意せられたる奉仕の均整は、常に契約の效力の規範となり、又條件ともなるのである。而して、二人の代りに數名であると云ふ事實は、契約の法律的、或は哲學的性質を何ら變更せしむるものではない。

「第三」の段階に於ては、契約は集合的であると同時に、相互的の性質を有する。かゝる場合に於ては、合意の目的に付ての價值を豫見し、また、豫め計算する事が不可能である。

即ち、かゝる場合には、その契約よりの危険及利益が、吾々の意志とは、ほとんど無關係のものとなり、宛も偶然的とも謂ひ得るが故に、かゝる契約の成立せらるゝ時に同意を與ふ可き利益及負擔は、豫め約諾さるゝことが不可能なのである。とは云へ、これを偶然なる自然的運命としての危険、例へば、病氣災害等と同一視せんとするのではない。唯、普通の契約の場合に於ける如く、豫め、價值の定め得らるゝが如き物質的なる目的物の交換に關する慣習的なる形式、内容をとり得ないと云ふ事がその特色となつてゐるのである。

これを、少しく具體的に説明すれば、結局、危険及利益を社會的に相互化すると云ふ事に外ならない。詳言すれば、豫め、利益及危険の計算をなす事をせず、吾々は總て社會的なる危険及利益を受くる状態にあるものたる事を認めるのである。何人と雖も、危険が何時來るか又何時、利益を得るかを正確に知る事は出來ない。唯、吾々の知り得る事は、危険に對して相互に保護し合ふ事が必要であり、然らざるに於ては、吾々は危険に際し、破滅するの外なしと云ふ事實である。故に、吾々は互ひに結合し、以てかゝる危険を相互的に防禦する道を講ぜねばならない。これが、結局、火

災、死亡、事變等に對して種々の保險會社が組織せられ、また、生命の危險に關する相互的なる保險會社の組織の生るゝに至る根本的理由である。

斯くの如く、契約は相互的性質を有し、且、それが前以てはほとんど計算し能はざる利益及危險に關して行はれるといふ以上の説明から、この法律關係を、義務としての連帶關係に結ぶといふ主張に對し、讀者は必ず賛意を表せらるゝ事と思ふ。

即ち、若し生命に關する相互保險、相互救助をその結果とする會社の如き契約關係が、吾々の社會生活にとつて、有益且、必要であるとすれば、何故に一步進んで、この契約思想を、連帶關係に適用し得ないと謂ひ得やう。この點に付て、私は少しく説明を試みたいと思ふ。

右の見解に従へば、社會の構成員の一部が財産を相續し、或は健康に恵まれ、或は高等の教育を受けて、社會の上層に於て、生を享樂して行く事は、前述の如く彼等の所有權、彼等の地位が、社會的の正當性を完全に得たる後でなければならぬ。即ち世の恩、社會的債務を完済したる後でなければならぬ。而して、この場合の債務の額が幾何なりやを計算することは不可能である。然るに他方には、社會構成員の一部にして、充分なる教育を受くる事を得ず、遺産を受くることなく、又偶健康にも恵まれず、今日の糧を得ることさへ困難なる状態にあつて、社會に生を享けながら何

等社會的利益を享有し得ざる人々、即ち自然的連帶の非正義なる事實のもとに置かれてゐる人々に對し、社會は幾何の救濟額を支拂ふ可きかを知る事も亦困難である。即ちかゝる一例に於て明かなる如く、社會的の共同義務を負ふ額、及び支拂を受け得る額を、各人について豫定するが如き事は全く不可能事であつて、唯、吾々は社會的危險及び利益を相互化する事、詳言すれば、相互救濟の完全なる社會を豫想して、總ての人々に連帶の危險を負擔せしむると同時に、相互扶助の原則を確立せしむる事によつて目的を達し得るのである。

而して、その爲めには、眞の社會契約即ち、不正義に對して連帶の契約をなす事、しかも、これをして社會の各人が皆承認し、合意せるものたらしめねばならぬ。然らば、かゝる契約理論は如何に説明し得るであらうか。換言すれば、自然的なる連帶關係の事實を、規範的なる連帶關係たらしめ得る法律上の理論を如何に解かんとするか。

この點に關するブルジョア氏の説明には多少無理がある様に考へられるが、これは氏が、各人に社會的義務を制裁すげんとするに際し、個人の絶對的自由を重んずるところの舊來の契約理論を以てせんとする以上、免れ難きことであらう。

即ち氏は、これを社會的準契約と云ふ理論にて解決せんとして居る。

元來、ローマ法に於て個人間の債務關係の發生原因を、契約及び不法行爲の二つとなした。而して契約の本質は、意思の合致、即ち一人が他の者の債務者たる事を同意する意思の合致となした。この意思は、契約に於て重要なもので、債務關係は只當事者が承諾したる範圍に於てのみ發生するのである。従つて、こゝに當事者の能力の問題が必然的に生れて來る。かゝる、契約に關する根本理論は、現時の私法の契約理論に、そのまゝ採用され來たつて居る。然るに、ローマ法に於てはまたすでに、契約にも不法行爲にもよらざるところの、事實關係より發生する債務關係なるものを認めて居つたのであつて、唯これに特別なる名稱を與へて居なかつたのみである。ガイウスはこの關係を「*ex variis Causarum figuris*」【註】を發生せしむる債務關係なり、と説明するに止まり、これに關し、何等の名稱も分類もして居ない。只かゝる事實關係より生まるゝ債務關係を、眞の契約及び不法行爲より産れたる所のものと同一に取扱つて居つたのである。

【註】各種ノ事實ハ、債務或ハ原因ノ發生者ナリ。の意、即ち事實が債務の發生となるの意なり。

このローマ法の思想はナポレオン法典にその一部が取りいれられて、現に佛國民法第一三七二條及至第一三七五條及第一三七六條及至第一三八一條となり、學者はこれに準契約の名稱を與へて居る。我民法に所謂「事務管理民法第六九七條及至第七〇二條」とある如きはこの觀念より來れる法

條である。

この準契約は、先に述べた如き、純然たる事實關係より生れたる所に、法律が契約と同一の法律効果を與へたるものであるから、その結果は、契約關係より生れたる債務の場合と同一であるが、その發生に付ては全く契約理論と異つて居る。即ち、準契約に於ては意思の合致を必要としないのであり、又當事者の能力の問題も起り得ないのである。従つて準契約に於ては債務關係は當事者の意思なく、時に、或はその意思に反してさへ、生れ來るのである。これを事務管理に付て見るならば、管理により利得を得たる者は、その欲すると欲せざるとに關らず、そこに債務關係あり、として義務を負ふのであつて、これは債務を負擔する者の自由意思に基くものではあり得ない。また、第三者より、課せられたるものにもあらず、唯、法律による所産であり、而して、それが適法なるが爲であると説明する外はない。【註】

【註】 準契約に付ては Planiol : *Traité élémentaire de droit civil*, T.II. 265 p. 以下参照

若し準契約の理論が、かく認めらるゝならば、土地の單なる所有者が、交通機關の發達、其他の社會的連帶の事實から、偶然にその所有地の價格の騰貴により利益を獲得したる場合、彼をして、その利益の一部を社會に負ふものなりと看做し、これを社會的債務なりと規定する法律の正當性を

是認し得ないであらうか。また、遺産と云ふ連帶的事實により利益を得たる者をして、その利益の一部を社會の爲に有効に使用せしめんとする立法の正當性を拒み得るであらうか。將また、健康なる身體と健全なる頭腦との活動により社會の上層に位し得たる者をして、不幸なる社會的弱者の爲に、その活動の一部を社會的に奉仕せしめんとする立法の正當性を否認し得るであらうか。社會正義と平和の樹立の爲に、連帶の危険を社會構成員相互に負擔せしめ、相互扶助の保證を確立せしむる如き強制的法規の正當性を何人が否み得るであらうか。

只、かく準契約の理論によつて、自然的連帶事實を規範たり、義務たる連帶關係たらしむる爲めには、國家をば、より社會的なものと看做し、正義の樹立の爲めに、より積極的な活動をなすものたらしめると共に、舊來の國家に關する權力過重の思想に多少の修正が加へられねばならないと考へる。又、公法、私法といふが如き舊來の説明にも變更が生れ來らねばなるまい。社會法の出生も、喜びを以て迎へる必要がある。かゝる問題に付ては他日の論説に譲り、唯、社會法につき一言するに止める。

社會的危険に關しては、上述の主張に賛意を抱きつゝ、而もその責務の相互的負擔を認める事を拒否する人があるならば、彼は非社會的の行爲を敢てし、且自からを社會の外に置くものと謂はね

ばならない。相互的負擔の義務的性質を認むる立法——社會法——は、社會の構成員たる資格を保持し行かんとする總ての人々の意思の上のみ、その基礎ををく可きものであり、將來の法律は、ローマ法の傳統に縛られ居る舊來の法律制度の外に、新らしき社會意思に基く社會法の補正をまつて初めて完全なる社會正義の樹立への道を完うし得るに至るものと確信する。

(九) 社會連帶主義とその應用

以上を以て、社會連帶主義に關する理論の大要を説明した。更にこの主義に基く實行上の政策に付いて少しく研究してみよう。

この連帶主義は、チード教授も云ふ如く、苟も、連帶趣旨に合し、社會正義を樹立し得る穩和なる方法であるならば、それを採用して行かうとするのである。

「第一」は社會政策的施設である。ブルジョア氏はこの施設の根本理論を、次の如く説明して居る。即ち、氏によれば、社會には不平等が存し、各人が社會より享有し得る利益には、多大の差異が存する。この不平等相異は、決して各個人が社會に對してなす貢獻、奉仕の相異と正當なる比例を保つて居ない。そこに、社會的不正義が生れ、社會の平和が亂さるゝ事となる。勿論かゝる不平等は、其の一半は自然的連帶の結果であり、冷酷なる自然法則の然らしむる所であつて、これ

を全部除去することは不可能であらう。けれども、この自然的連帶法則を、却つて、社會正義の樹立に利用せしめんとする事は、不可能ではない、即ち、それは連帶の義務、共同義務の原則の確認によつてのみ可能となり得るのである。

さて、斯く、自然法則による所の非正義を、連帶主義は共同的社會義務の實行により除かんと努力するのであつて、その方法は多々あるが、こゝには、一二の實例につき説明するに止める。

先づ社會文化の基礎たる可き教育に付いて見るならば、人に賢愚の差のあるは自然的連帶の事實で、愚を以て全然賢に變ぜしむる事は不可能であらう。然れども、一方には、自然的に備はる天分、才能を有しながら、しかもこれをみがき得ざる境遇に居る者がありとすれば、それは社會全體の爲めに不利益であると共に、正義であると謂ひ得ない。宜しく、これ等の者に、完全なる教育を授け得るが如き機會と政策とを樹立す可きである。小、中學校は勿論、大學も無料教育施設を原則とせねばならない。佛國に於いて、諸大學が公開講義を無料にて行ひつゝあるが、その多くは、この主旨から出發したものであらうと思ふ。而してその費用は、直接には社會より最も多く恩恵を受けつゝある富者階級の寄附に俟ち、間接には國家の費用によつて行はれるのであつて、又、學者は喜んで、その才能を萬人の爲めに公開す可き社會奉公の義務を實行して居る。

而して、かゝる教育の平等化が實施されんが爲めには、時間の餘裕が必要とせらるゝが故に、こゝに、労働時間の制限が必要となつて來る。ブルジョア氏が、労働時間の制限、又は短縮を、獨り、企業家、労働者の經濟的利益の方面より辯護せず、智的、道德的方面より必要なる社會政策であると論じて居るのは、誠に連帶主義の主旨よりして、當を得て居ると思ふ。

さて斯く、智的、德育的方面に於いて、社會各員にその最低最高、兩限度に付いて平等の保證が樹立せられたりとするも、更に一層困難なのは、各個人に對する物質的生活の平等の保證である。この平等の保證の實現は實際的にも不可能であつて、ブルジョア氏は、これを唯、その生活の最低限度の維持の平等に止める外なしとして居る。

即ちその政策として、出生と云ふ偶然の事實に基いて受け取らるゝ財産の分配の不平等に對しては、高度の相續税の制定によつて、これを公平ならしめ、また勤勞所得者のためには、或は失業、廢疾、疾病、老衰、夭折等に對する各種の保險制度を確立し、且間接的保護政策として、職業病（例へば、鉛毒、黄燐その他の害毒による）に對する特別の保護、工場法による工場施設の改善、労働時間の短縮等に關する法規の制定、或は安全施設の強制を行ひ、又養老年金制度及び最低賃銀制を確立するのである。

其他、各般にわたる社會施設、養老院、育兒院、慈善病院、特種疾病の爲の施療施設等々も、皆かゝる生活の最低限度の維持を目的として設けられてゐるのである。

而して、これらの諸施設に對し、國家自身はもとより、社會の上層にある人々は、先に述べたる社會債務として皆その分に應じて、かゝる社會奉仕の義務を完了すべく、強制的に義務づけらねばならない。

さて、斯くの如く、精神的及び物質的の生活保證を確立し得たりとするも、猶吾々は各個人の能力の完全なる發揮に對し妨害となるが如き社會的障害を除去す可き、消極的施設を必要とするものである。即ち、社會的身分、門閥による差別待遇を完全に廢絶せしむるが如き方策、或は經濟上の利益を獨占するが如き企業に對する社會的制裁特にトラストに對する禁壓の如きはその一例として、こゝに擧げる事を得る。

以上の如き積極並びに消極的社會施設は、多く、國家又は社會の力によりて行はる可きものであるから、これらは多く立法手段にまつの外はない。然し乍ら、かゝる連帶主義に基く施設を、個人的自由意思に基きて行はんとする運動も亦、一つのこの主義の應用として重要視せねばならない。

この任意的運動としては、シャール、デード教授により特に主張せらるゝ組合運動コオパレーティブがある。が、かゝる組合運動に付いては他日の詳論に譲り、只ブルジョア氏が、かゝる組合運動に關して、注意した點を一言するに止める。

氏は、デード氏の運動が連帶主義によく合致せるを以て、その價值を是認してゐるが、氏は更に、かゝる組合に關し、連帶關係が、その内部關係に於いて鞏固なるのみならず、外部關係に於いても亦、鞏固ならしむる事の必要を述べ、且この事は、組合の價值を認むる上からも、重要なものであると主張してゐる。

かゝる見地から組合運動を觀察する時、株式會社の如き、財産を主とする團體は別として、人の團體の中、相互的救濟組合、勞働組合は多少の缺點を免れないが、消費組合は、利益の分配のみを以て主たる目的とせざる協働的組合であるから、最も理想的な組合であつて、殊に、それが發達して、各組合が聯合組合を構成し、その計算に於て、直接に生産するに至らば、社會の大部分の人々は、その商品の大部を自ら生産し自から消費し得る事となるが故に、他人を搾取し、他人を以て自己の手段となすが如き不正義は消滅して、鬭争はその跡を絶ち、平和の間に連帶による協働的なる一大社會が産れるのである。斯くの如く、デード教授の組合主義は、よく連帶主義の原則を採用し、こ

れを應用してその理想とする所を實現せしめんとすものではあるが、畢竟これは一つの理想に外ならぬと私は考へる。蓋しかゝる協働的大組合に基く社會機構に於ては、生産資料は最大部分の人々を包含する組合の、集合的所有となるが故に、その終局に於ては集産的社會主義の目的とする所と何等異なる所がなくなるのであり、唯その行程に於て自由意志に基く平和的手段によるか、革命的暴力によるかの差異あるのみとなる。

然し乍らかゝる結果にまでは、ブルジョア氏の連帶主義は説明されて居ない。以上は只連帶主義に基くデード教授の組合運動に付て一言したるに外ならない。

猶、この連帶主義の思想は、大戦後、世界の諸國にその應用とも見る可き實際運動となつて現れ來つた。即ち「個人は總ての爲めに、總ては個人の爲めに」と云ふ思想は世界の各國家に於て、同様に採用せらるゝ所となり、こゝに、國際社會の連帶關係に基く「國際聯盟」の創設を見るに至つたのであつて、今日に於ける各國家は最早、「一國は一國の爲めのみ」といふ思想を以ては國際社會にその歩を進むる事を得ざるに至つた。

(十) 連帶主義に對する批判

第二部の諸處に於いて、從來、連帶主義に對して擧げられたところの種々なる疑問、批評に關し

て述べておいたように、事實としての連帶、即ち連帶が自然法則として存在してゐるといふ事實に對しては、何人もこれを非としないのであるが、一步進んで、それが義務化されるといふところに關しては屢々異議が稱へられる。而も社會連帶主義の基調は、正に、斯く、事實的連帶が規範化されるどころにあるのであるから、私はこゝでブルジョア氏の契約説につきさらに附言しておきたいと思ふ。

ブルジョア氏が、連帶主義に於ける義務の觀念を、今日法律の力を借りて強制す可しとなすに當り、人は生れ乍らにして社會の債務者であるとなし、而して、この債務關係の説明をば契約理論を以てしたることは既述の通りであるが、之に對し次の如き批評が加へられてゐる。「斯く連帶の義務を氏の説くが如く、法律的に解するならば、その債權者は果して何人であらうか、又何人が債務者であらうか。此は社會的利益を最も多く享有する如き者を以て、債務者といふて居るが、その意は、蓋し、富者を以て債務者と見る意の様である。然らば債權者は貧民といふ事となる。然し、これは甚だしく不正確であつて、富者のうちには或は債務者と謂はる可き者もあると同時に寧ろ債權者と謂ひ得る如き者もあらう。蓋し、富者のうちには其社會に對し與へたる所が、受けたる所より遙に大なる者もあり得、又、貧者の中にも、社會より受くるのみで何物をも社會に寄與しない者もあり

得るからである。」と。

右の批評は一應尤もであると思ふが、佛國に「富は債務を生ず」といふ但言の存するを以てしても、ブルジョア氏の説明は一面の眞を含んでゐるものと思ふ。

又、次の如き批評も行はれてゐる。

曰く、社會的債務を強制する事は、遂に社會に債權者、債務者の二階級の對立關係を認むる事となり、階級鬭争を見るに至る可しと。然し乍らブルジョア氏が社會的債務の履行を強制的たらしむといふは、個人間に直接に實行せしむるものでなく、法規により中間に、國家社會が介入し、先づ債務を國家、社會に支拂はしめ、次に社會が社會的債權者に之を支拂ふものであつて、従つて階級的對立及鬭争の如き事實の生ずる事は、豫想し得ない。否寧ろ、かゝる社會的債務の履行によつてこそ、社會全體の利益が増進され、社會協力の實を見得るに至るものであると私は信ずる。

又、連帶主義の應用に關しては、その結果は、(一)社會に寄生的生活者を増加せしむるに至るといふが如き、(二)國家の干渉の度を過多ならしむるに至るであらうといふが如き非難が加へられる。

猶、社會主義者は、連帶主義の主張を以て、單に社會的弊害の救濟のみを高調するに止まつて、進んで弊害を根絶せしむるに足る可き方法にまで及ばざる點を非とし、その所説が、非組織的且甚

だ微温的であると論難する。

然しながら、一つの學説には必ずや多少の批判を受くるが如き缺點の有する事は、やむを得ざる所である。唯、吾々は、かゝる學説の長所とする所が短所を補ひ世の誘導的社會觀として推稱するに足る所あれば充分である。

而して連帶主義の長所と見る可きところは次の點である。

連帶主義は、現代社會組織の基礎たる財産相續等を是認し、富の生産及分配にまで言及せざる點に於て社會主義と全く異なり、而して現代社會が生む不平等の惡弊を輕減する爲めに、社會的義務を法律的に規範化せしめんとする。故に國家のかゝる立法——社會立法——を尊重し、國民各階級に、義務としての連帶による美風を徹底せしめんとする所に最も意義があると思ふ。

要之、連帶主義は「第一」に漸進的なる社會改良をその目的として居る事、「第二」に頗る穩和なる性質を有して居ると云ふ事「第三」に、伸縮自在の性質を有する事、の三點に特色がある。ことにこの第三の點からして、あらゆる方面にその賛成を糾合し得たのである。フリエー、ルルーの如き理想的社會主義者、コント及びその一派をはじめ、カーライル、ラスキン、トルストイ等は要するにこの連帶主義を奉じたものと謂ひ得ると思ふ。

これは畢竟、この主義が、その目的に副ひ得る所のものは何物をも拒否せず、これを採用するからである。即ち自由意思の發動による協力組合も、また公權の干涉も共に之を排斥せないからである。この事は、時代の要求に應じ政策が具體的に種々變化し行く事情のもとに於ては、最も望ましき事であると思ふ。私はこの學說が以上の意味からして、多少の缺點あるにも關らず、永續的性質を有するのであり、且我國現時の思想界にかなり有益なる影響を與へ得るものと確信する。

第三 社會連帶を基礎觀念としての社會保險

(一) 社會保險の意義

保險は自己の損害を他人に轉嫁し、これを社會的に分擔せしむる制度であつて、相互扶助を以てその精神とする。即ち「各人は總ての人の爲めに、總ての人は各人の爲めに」といふ連帶思想の具體化である。經濟生活の準備として、生活の安定の爲めとして、重大且有效なる合理的制度である。保險に關する理論を説明する事は、本論の目的でない。只、保險は統計の「大數法則」を吾人の社會經濟生活に應用したるものである事を一言するに止める。我商法は普通保險として損害、火災、運送、生命の四種の保險を認めて居る。

「社會保險は、労働者階級及び小額所得者の生活安固を目的とする保險である。【註】

【註】 参考の爲め、カピタン教授の下したる社會保險の定義を示せば、

「社會保險とは、賃銀被傭者及び總てその生活資源をその労働に求むるところのものを、是等の者に脅威を與ふる危險より、保險料即ち醸出金支拂に依り、保護する保險制度である。

之等の危險は、疾病、癡疾、失業、老衰、夭折等であつて、而してこの被保險者は是等の保險料の一部分のみを負擔するのである。佛國に於ては労働災害は社會保險に入れられてない（カピタン、クーシユ、労働法提要、星野、石崎譯八一五頁）

この社會保險は、又、労働保險とも稱せらるゝ所のものである。

蓋し、自己の労働のみによりて生活をなすものは、その生活の安定の爲めに如何に貯蓄が必要であるか、又保險の缺く可らざるものであるかを知るも、到底その微弱なる資力を以ては、これを爲し得ないのである。この事實は、從來労働者自身は勿論、社會一般の痛感せる所であつて、屢々これが救済の爲めに、或は慈善的の保護施設が講ぜられ、或は賃銀生活者自身、相互的の救済方法として、組合を組織し、自己の僅少なる私財を醸出して、共助の資源となし、不時の經濟的危險の爲めに備へた。然し乍ら、かゝる相互主義の共済組合による施設は、勞銀生活者の私財を根據となすものであつて、よし、時に理解ある第三者の財的干與を見たりとするも、到底實際上充分なる救済を實現することが出来なかつた。

社會連帶的思想の發達するに及んで、かゝる状態に賃銀生活者を放置す可きものでないといふ主張が行はれるに至り、社會政策の一手段として、勞働階級の爲めの保險制度を確立する事の必要が確認せらるゝに至つた。

即ち、「賃銀生活者は、到底、自力を以て、生活上の危険を豫防するの能力なきものであるから、直接、危険の脅威を蒙らざる人々、若くは團體に於て、社會保險の財政上の責任を、全部又は一部負擔せしむるは、社會上、人道上、合理的の措置である。」【註】と唱へらるゝに至り、社會保險の觀念中に「國民的の財源干與の新觀念が加味さる可きもの」と主張せらるゝに至つたのである。この、國家が社會保險の財源干與をなす思想、即ち、社會保險の費用の一部補助をなす事は、要するに國民全體が之を負擔すると同一である。これは國民全體が、或程度の費用の一部を負擔して、一部の不幸なる者の危険にそなへ、その生存の維持を保證する事である。

【註】 石丸氏著、社會保險三〇頁

而して、更にこの財源干與を、全部國家の負擔に移す可きや否やに付ては後に連帶思想との關係について述べる際に、一言しやうと思ふ。

かく社會保險は、社會政策としての保險であるから、自からその財源給付の方法、その目的等に

付て、普通の保険と大なる差がある。従つて外形は普通保険と同様ではあるが、その實質に於ては保険と見る可きものではないと云ふ議論さへ主張さるゝのである。然し乍ら、これは單に名稱に關する議論でなつて、社會保險が保險たる事は勿論である。唯その立法の趣旨よりして、普通保險とはいぢるしき差違、特色を有するのみである。

即ち社會保險は(一)強制的の場合が最も多いのである。社會保險が強制的である可きことは、その目的から見て當然の事ではあるまいか。(二)保險料は政府又は雇主、又はこの兩者が、その一部を補助する事となつて居る。この點は普通保險と又大なる差異のある所である。然し、前にも一言せる如く、この第三者による財的關與が勞働保險を獨立なる一社會制度たらしめた主要なる點である事を忘れてはならない。(三)保險料が普通保險に比し、極めて低廉である。これは、社會保險が、勞働者階級の爲めの特別の保險であり、非營別保險である所より生ずる結果である。

今その事故に付いて社會保險を見ると、疾病、負傷、出産、廢疾、老衰、死亡、失業、結婚、徴兵、教育等は人事に關するものであり、火災、水災、盜難等は財産に關するものである。而して、所謂社會保險としての中軸をなすものは、人事に關する前述の最初の七種類のものである。

(二) 社會連帶と社會保險との關係

今までに述べた社會連帶に關する説明によつて明かなる如く、連帶主義の本質とする所は、實に、連帶の事實を説明する所に非ずして、この連帶なる自然法則を應用し、以てこれを行爲の法則義務としての連帶關係たらしめんとするにある。即ち、事實の法則を利用して規範たらしめんとするにあるのであつて、かゝる規範としての連帶をば、各個人の社會に對する債務なりとし、これを私法理論により説明せんと試みて、準契約の觀念を採用し、社會奉仕の義務に、法律的效果を與へんとしたブルジョア氏の解釋は、多少の論難はまぬかれ得ないにせよ、義務としての連帶關係の履行が社會に正義を樹立せしめ、社會の各構成員間に自由と平等を與ふるに缺く可らざるものでありと確認せらるゝ以上は、これを法律的意味に於ける義務、債務にまで進んで説明するにあらざれば、徹底したるものとは云ひ得ないであらう。

かゝる見地から、社會保險の制度を觀察する時、吾々は直ちに次の様な見解に到達することが出来る。

即ち、社會保險の終局の理想とする所は、

(一) 社會保險の財源干與が國民的である事、即ち社會保險の費用全部を國家の負擔に移す事である。國家は租税を以て、國民全體に其の費用を負擔せしめ、國民全體をして相互扶助、共同義務

の遂行に當らしむる事である。

(二) 社會保險は、その保險事故が最も廣範圍に及ぶ可きものである事、即ち社會的の危險の全範圍に及ぶ可き事である。この點に付いては、歐洲諸國の社會保險は相當廣範圍に及んで居り、社會保險の理想に近きものあるに反し、我國の社會保險とも見る可き健康保險法が、その保險事故を疾病、負傷、死亡、分娩に局限せるは、甚だしく物足りなき感がある。

(三) 社會保險は、その保險への加入が義務的である可き事、即ちその加入が強制的である可きことが必要である。唯こゝに強制的と云ふのは、個人の意思に反するも、猶加入が義務づけらる可きものといふ意に解す可きではない。何となれば、社會連帶の觀念からすれば、社會の構成員は自然の連帶が生む危險に對し相互的に扶助す可き法律上の義務を負ふものである。しかもこの扶助は何時、これを必要とするかを知り得ざる以上、各人は保險に加入する事が必然的に必要であるが故に、保險への加入に付ては、個人がそれに加入す可きや否やを選択するの餘地あり得ないものと解す可きである。この意味で強制的であると云ふに過ぎない。唯この點に付ては、現行各國の社會保險は、いまだ總てこの域にまで進んで居ない。

(四) 社會保險の被保險者たる者は總ての賃銀労働者に及ぶ可き事は勿論であるが、理想としては

社會の全構成員にまで及ぶ可きものである事、即ち相互扶助の精神に立據して社會の全構成員をして、保險の財源に關與せしむる（即ち租稅等の方法により國家の負擔となす事により）と共に、被保險者たらしむ可きものである。その結果は、富者にありては保險の財源關與の必要から、租稅等の方法により出費する所、保險金として受くる所より遙かに大なる可く、貧者は受くる所、出す所より、より大なるに至るであらうが、これこそ義務としての連帶より生まるゝ社會債務を完済せしむる、公平なる一方法に過ぎないものである。

言ふまでもなく、かく被保險者の範圍を擴大せしめると云ふ事は、一つの理想であるに相違ない。然し我國の健康保險法が認むる如く、被保險者を單に工場法及び鑛業法の適用を受くる工場又は事業場の被傭者並びに、一個年の報酬千二百圓を超へざる小額の職員に限局せる事は、如何にも社會保險としての價值を無視したる立法であると思ふ。もし我國現行の簡易保險の制度を改良し、その保險料金を一層低減せしめ、受けとる可き保險金を倍加せしめ、租稅等の方法により國家をして保險の財源に關與せしめ、且これが加入を強制的ならしむるに於ては、社會連帶に基づく社會保險の理想に近き制度の實現を見るに至らないであらうか。

最後に、社會保險に關する各國の政府使用主及び被傭者組合の意見を知る事は、この社會保險制

度と社會連帶思想との關係を見る上に於て、必要且有效であると考え、以下一九二五年、第七回國際勞働總會に於て採擇せられたる社會保險に關する決議の大要を左に採録する。

「前略」尙勞働法規の根本的の原則は、社會正義の原則に根據を置くこと必要にして、勞働者並びに其の家族の生計の危險に對し、之を有效に保護することの必要なるに鑑み、

尙此の保護は勞働被保險者に對し、確實なる權利を與ふる爲め、社會保險の制度を確立することに依り最も克く其の目的を達成し得べきものたるに鑑み、

總ての勞働者並其の家族に對し社會保險の制度を確立せることに依り職業的若くは非職業的危險に對し勞働界の人々を保護し得たることを諸國に於て實驗し居れることを確認す。

而してこの社會保險の制度は、

「第一」に危險の發生せし場合には、他日再び生産業に従事するを得せしむる爲めか、若し従事するを得ざるに於ては、彼並びに其の家族をして、其の蒙むる障害に對し、其の時勢と國情とに應じ、少くとも生活に必要な最少限度の補償を爲す爲め、被保險者に對し、金錢若くは物品を以て要求し得るの權利を與ふ可く。

「第二」に其の財源は、一般に使用者並びに勞働者の醵出金及び一般基金の補助に依り之を支給す

べく、(但し危険に對する責任が原則として全然使用者にありとせらるゝ職業的災害若くは職業的疾病の如き場合はこの限りにあらず)。

「第三」に使用者並びに労働者の直接關係あるものより組織せられたる相互保險の制度に依るか、若くは此等の兩團體と國家との協力により組織せられたる保險制度に依り、労働者をして萬一に具ふる爲めの豫備的觀念の發達を圖り、且其の生活狀態の改善を圖ることを期すべし。(……下略) 以上の決議によりて、世界各國の社會保險に對する意の存する所を知り得ると思ふ。

第四 結 論

緒論に於て私は、人間が社會的生活をなす事實よりして、社會に對する何等かの解釋、理想、即ち所謂、社會思想をもつものであり、又もたねばならぬものである事を一言した。現時の我國には、二つの大なる社會思想の流れがある。一は鬭争的なるマルキシズムであり、他は獨裁的なるファシズムである。兩者共に大なる力を以て吾々に迫りつゝある時代思潮である。さて我が國の現狀を顧るに、我が國は世界の五大強國、又八大産業國の一とはなつたが、かゝる長足なる進歩發達をなしたるは、過去半世紀間においてとあつて、歐米諸國に比して遙かに後の事である。かゝる短日月

のうちに、かゝる驚くべき進歩を遂げたる我が國は、今や多くの困難な社會問題に直面してゐる。この多難なる社會の現状は、かの鬭争的或は獨裁的なる社會思想によつて、果してよりよき状態へ導かれ得るであらうか。私は眞正なる意義に於けるデモクラシー即ち、自由、平等の觀念より出發して社會正義を樹立せんとする社會思想に依るべきであると思ふ。

昨年來朝せられた佛國勞働審議會員にして、巴里法科大學教授アンリ・カピタン氏は、私が同氏の勞働法提要を譯出し出版するに當つて、序を送られたが、そのうちに次の様に述べられて居る。

「日本は現に多くの困難なる社會問題に直面して居る。今例へばこれを勞資の關係に付て言及するならば、勞働者の賃銀は歐米諸國よりも低く、勞働時間は之より長く、而して、同盟罷業は諸外國より一層頻繁に行はれ、且つ激烈を極めて居る。しからば之に關する對策があるか、何等かの方法によつて之を改善する途ありや、といふに、夙に大工業生活を營める先進國の經驗より推して、勞働時間、工場内に於ける衛生及び安全等に關する法律上の規則の制定、立法の力に依る賃銀の保護、職業組合への民事法上の能力賦與、社會福利増進豫見及び貯蓄、社會保險に關する制度の確立及び、殊に賃銀被傭者をして小額乍らも不動産を取得し之を保有するを容易ならしむる施設等が社會争闘を終熄せしむる最善の手段であらう。現今、自由の國と稱せらるゝ佛蘭西に於

て、佛國勞働組合の大多數を代表せる勞働總同盟が、經驗に富み且つ現實に即して行動する指導者によりて指揮せられ、而して是等の人々は共產主義を排撃し、暴力を捨て、平和的手段を選ぶに至つたが、之は誠に喜ぶべき事である」と。

且佛國の勞働立法殊に「勞働者の身體及、生活上の脅威たるべき諸危険に對し、勞働者を保護する目的たる立法が最近強制的保證主義に則り、其原則を社會連帶の思想に負ふて居る事」を説かれて居る。

實に社會連帶の思想は社會政策、勞働立法の指導理論となり、デモクラシーの目的たる社會正義の樹立に到達し得る、最も完全なる基調たり得るものである。而も斯連帶主義は東洋の所謂「恩」の考であり「奉公」の思想である。之を實踐道德的に見ても大いに強調さる可きものが多いと思ふ。

明治大帝の下し給ふた教育勅語の御趣旨にも、この連帶の責任をさとし給ふた所多しと思考する。私が本小論に於て、社會連帶に關する學説を紹介したのも、佛國に於ける思想を學究的に研究するのみが、その主旨ではない。道德的に見たる連帶責任、共同義務の精神が如何に社會生活、特に我國現時の社會生活に必要であるかを強調するにある。即ち、自他の人格の尊重、公共的精神並びに組織的協働精神の涵養國際平和の確立、社會正義の樹立及びその實現を期せんとする所のデモクラシーの思想を擁護せんとする爲めに外ならないのである。